

厚生労働大臣認可 労働保険事務組合

神奈川県建設業事務組合

— 労働保険とは？ —

労働保険とは、雇用保険と労災保険を総称したもので、国が直接運営している保険制度です。労働者一人でも雇用する事業主は、労働保険に加入しなければなりません。

— 労働保険事務組合とは？ —

厚生労働大臣の認可を受けて、事業主の皆様代わりに労働保険に関する事務処理を行う、中小事業主等の団体です

当事務組合は、神奈川県全域の主に

建設業を中心とした中小事業主の団体です。

【 事務委託のメリット 】

労災保険に加入することができない事業主及び家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。事業主に代わって事務組合が公共職業安定所・労働基準監督署への事務手続きや労働保険料の申告納付を行いますので、事業主の事務の手間が省け、事務処理が軽減されます。

【 手 数 料 等 】

入 会 金	10,000円	初年度のみ
組 合 費	18,000円	年 額 (月額1,500円)
委 託 手 数 料	4,000円~	(労働者数に応じて変動) 労働者にはパ・ト・アパ・トも含まれます
新規委託手続費用	15,000円	(初回のみ)
離職票発行費用	5,000円	(1名につき)